

論文

児童養護施設における児童相談所との連携意識に関する考察

山口季音*1

キーワード：児童養護施設、児童相談所、連携

1 はじめに

児童虐待に関連したニュースは様々な形で報道されている。児童相談所と警察との連携強化、AIによる予測を活用した業務の推進等、実際の虐待報道のほかにも虐待の早期発見や深刻化の防止や対応のための議論が重ねられている。

児童虐待防止の対策と同時に、虐待等によって子どもを育てることができない事態に陥った家庭への支援も必要である。子どもが家庭で暮らせなくなった場合には、児童相談所が中心となって支援の方針が決定され、児童養護施設や里親家庭で子どもを育てていくこととなる。

児童養護施設は、なんらかの事情によって家庭で暮らせない子どもが安心安全に生活するための児童福祉施設であり、そのような子どもたちの自立を支援する場でもある。令和4年3月末現在、児童養護施設は全国に610施設あり、おおよそ2歳から18歳の子ども約2万3,000人が生活している¹⁾。また、「児童養護施設入所児童等調査（令和5年2月1日現在）」によると、児童養護施設に入所した子どもの内、71.6%が何らかの形で虐待経験を有するという²⁾。

児童相談所は、子どもに関する相談や通告について子ども本人やその親だけではなく、近隣の地域住民からも受け付ける行政機関であり、児童虐待やその他の理由により子どもを施設や里親に任せるかどうかを最終的に判断する場である。

家庭で暮らせない子どもの支援において、これらの機関における連携は欠かせない。

児童養護施設では、親や家庭から離れた子どもに対

して日々の生活支援・ケアを行い、児童相談所では親・家庭の状況をふまえて子どもの今後や家庭復帰について見通しを立てる。このような子どもへの支援を実施する双方において、連携は自明のものとなっている。

たとえば、児童養護施設の運営指針においては、児童相談所との連携は下記の通り記載されている。

児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行う³⁾。

この連携の具体的なものとして、指針では以下の内容が記載されている。「子どもや家族の支援について、関係機関等と協働して取り組む体制を確立する」「関係機関・団体のネットワーク内での共通の課題に対し、ケース検討会や情報の共有等を行い、解決に向けて協働して具体的な取組を行う」「児童相談所と施設は子どもや家族の情報を相互に提供する」「要保護児童対策地域協議会などへ参画し、地域の課題を共有する」といったものである⁴⁾。

児童養護施設の運営指針と同様に、児童相談所運営指針でも次の通り記載されている。

里親等又は児童福祉施設等に対する措置は児童相談所の主要業務の一つであり、その効果的実施のため、里親等又は児童福祉施設等と十分に連携を図る。また、措置中も、里親等又は児童福祉施設等と十分連携を図りつつ、子ども及びその家庭環境の状況等を継続して把握するとともに、必要な

*1 至誠館大学 現代社会学部

指導・援助を行う⁵⁾。

施設に入所する以前の子どもやその家庭の状況を把握している児童相談所は、施設入所以降も子どもの支援に大きく関与する。家庭から分離された子どもが、最終的に家庭復帰することになるか、分離されたまま過ごすことになるか。児童相談所はこの判断の中心的存在であり、そのような判断において重要となるのが、児童養護施設と児童相談所の間での連携であろう。

ところが実際には、「児童養護施設と児童相談所の連携が課題である」と指摘されることは少なくない。そのような指摘の背景には具体的にどのような課題があり、その解消のための実践はどのように行われているのだろうか。

以上の関心により、本稿では、児童養護施設における児童相談所との連携に焦点を当てて検討を行うこととした。次節からは、児童養護施設と児童相談所の連携に関する議論を検討し、本稿における課題を明確にする。

2 児童養護施設と児童相談所の連携

2.1 連携を妨げる「多忙」

児童養護施設と児童相談所の連携が不十分であり、課題と指摘されることは少なくない⁶⁾。雑誌『子どもと福祉』7号では、児童養護施設と児童相談所の連携をテーマにした特集が組まれている。そこで佐藤（2014）は、「連携」という言葉は定型句のように使われ飛び交っているものの、現実的には児童養護施設も児童相談所も日々の業務に追われており、連携は容易ではないという。そうして起こる問題の一つは、互いの意図が伝わらずにコミュニケーションが行われ、業務上において誤解や不満を招くことである。このような事態を避けるためには、「いかに顔の見える距離を作るのか」が重要だと指摘されている^{7) 註1}。

業務に追われている、すなわち双方の「多忙」は以前から長く主張されている問題である。

児童養護施設は、虐待や貧困等なんらかの課題のある家庭で育った子どもに対して養育・ケアを行う場であるとともに、そのような子どもが複数生活することから業務が多忙化しやすい⁸⁾。特に人員配置の課題が長年指摘され、少しずつ改善がなされている。しかし、施設退所後のアフターケアも含めて施設の業務が広がる中、児童相談所との連携体制を十分に構築するだけの余裕はあまりないのではないかと考えられる。

児童相談所も同様である。ケースワークを担う児童福祉司が一人で抱えるケースの数が多すぎるため、明らかに多忙であると問題視されてきた⁹⁾。たとえば、原田（2020）では、多忙等により児童相談所職員の施設と連携するための「感度」が妨げられている現状が挙げられている¹⁰⁾。2022年には、厚生労働省によって「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が掲げられ、令和6年度までに児童福祉司を1,060人増員、令和8年度までに児童心理司を950人増員することが目標とされている。

このように「多忙」を一つの理由とした連携の難しさはたびたび指摘されている。

2.2 情報共有という連携

では、児童養護施設と児童相談所の間での「連携」とはそもそも何を指しているのだろうか。ここでは、情報共有に絞って課題を整理し、何が課題となるのかを考えてみたい。

第1に、情報共有のタイミングである。児童養護施設・児童相談所、どちらの職員も多忙が問題とされる中で、適切なタイミングで情報を共有することは難しいだろう。二つの施設のどちらかが情報を共有するために動くのか、どのような流れで情報を共有するのかを細かく取り決めることも困難だろう。

第2に、情報共有の内容である。当然ながら、共有する情報は支援にとって意味があるものでなければならない。しかし、ある情報が支援にとって意味を持つかどうか判断するためには、双方が定期的に情報共有

して認識の齟齬が出ないようにする必要がある。

第3に、情報共有の後の見通しである。共有された情報をどのように扱い、子どもやその保護者に対してどのような支援ができるのか。そのために今後どのような情報を共有すべきなのか、といった課題である。

このような情報共有の課題が、互いの「多忙」によって改善しにくくなっているとすれば、双方の職員は支援において連携しにくいと感じながら業務を遂行しなければならないかもしれない。しかし、施設・機関間の連携に関する先行研究では、当事者の連携に関する考え方はあまり明らかにされていない現状がある。

2.2 本稿の課題

以上の検討に基づいて、本稿で着目するのは、児童養護施設側の児童相談所との連携意識である。

もちろん児童養護施設と児童相談所の双方に着目し、実際の連携に焦点を当てることも有意義な試みだろう。しかし、「どのように連携をしているのか」を考える以前に、「何を連携だと考えているのか」を明確にする必要がある。前項で見た情報共有も、具体的にどのような情報共有が望まれているのかはその施設の文脈によって異なるだろう。

このように考えると、子どもが生活する児童養護施設において、何が連携だと捉えられているのかを明らかにすることが児童養護施設と児童相談所の連携を考える上で重要である。

この目的を達成するために、本稿では、児童養護施設職員にインタビュー調査を実施して、児童相談所と連携するための意識や情報共有の実践を調査することとした。

3 調査の概要

3.1 A 学園の概要

本稿では、筆者が児童養護施設 A 学園 (以下 A 学園)

で調査したデータを使用する。A 学園での調査は 2019 年 7 月から現在まで継続して行っており、本稿は 2024 年 10 月までの調査データに基づいている。使用するデータは、インタビュー形式で得られたものである (オンラインでのインタビュー含む)。インタビューは 1 回に最長で 2 時間程度、最短で 1 時間程度であった。

3.2 調査協力者

児童養護施設における児童相談所との連携意識を調査するという目的をふまえ、本稿では A 学園の施設長へのインタビューデータを使用することとした。

A 学園の施設長は、50 代の男性で、A 学園と同じ社会福祉法人が運営する他の施設でも施設長を担った経験を有している。新設された A 学園でも、施設長として方針を決断してきた人物である。今回使用するデータは、2023 年 6 月に実施した調査によって得られたものである。

3.3 調査倫理

本調査を実施するにあたり、A 学園の施設長および統括主任に対して調査の目的・方法・データの取り扱いを説明したうえで、調査協力を依頼する文書に署名・捺印を頂いた。また、インタビューの内容は、調査協力者の許可を得たうえで IC レコーダーに録音し、すべて文字化した。

調査データを使用する際には、協力者の氏名や施設名を匿名とするほか、そのまま記載した場合に匿名性を損なう情報について若干の加工を施すなどプライバシーの保護に努めている。

本調査研究は、2023 年に至誠館大学倫理委員会の審査を受け、承認を得たものである。

4 調査結果

施設長への調査の結果、A 学園における児童相談所との連携意識は、「児童養護施設からの能動的な働きかけが連携を行う上で重要である」という、児童養護施

設が連携を主導するというものであった。

以下では、そのような実践がいかにして可能であったのかに着目していきたい。

4.1 児童養護施設からの能動的な「絡み」

A 学園では、施設長のこれまでの経験から、「児童養護施設」側の見解や実施したいことを児童相談所に伝えることが重要だという。

それを A 学園の施設長は、「絡ます」「絡ませる」と表現していた。

できるだけセンター（児童相談所）を絡ます。そうするためには自分たちがアセスメントきちんと持たないと何もできないっていうのはある。センターには逐一ある程度報告はしながら、次こういう形で考えてますっていうやりとりは（家庭支援専門相談員含む職員へ）させてますわ。

ここでいう「絡ます」とは、児童養護施設の職員が子ども・家庭の現状をよく把握し、自分たちの意見をもって児童相談所の職員と関わっていくことを指している。そのために、A 学園では自らの「考え」を定期的に児童相談所へ発信していた。

職員に対してこうした姿勢や対応を求める理由は、そのような発想を施設側が持っていないと、児童相談所へ問い合わせをするだけになってしまい、児童養護施設と児童相談所の関係の悪化を招くおそれがあると考えているからであった。

（「絡み」がないと）「どうでしょう」って、子どもセンターへの問い合わせになってしまっ。結局それ待ち。だからズルズルズルズル分からんままに年月が経つだけで、（施設は）何してたんっていう。で施設は施設でセンターが何もしてくれへんっていうような言い方になって。だからそれでセンターと施設との上手いいかない関係ができ

ていくっていう。

「情報共有が大切である」と考えれば単純なことではある。しかし重要なことは、子どもの支援のプロセスをお互いが知っているという状況を作ることである。次項で述べるように、このプロセスを互いが知ることによって、A 学園は児童相談所と連携していると実感できていた。

4.2 「連携」のケース

施設長が連携の具体例として挙げた事例が、小学校高学年の子どものケースである。

この事例における子どもは自閉症傾向のある男子で、A 学園に入所して生活することで様子が安定していた。ところが年齢が上になるにつれて暴力的な傾向が見え始め、最終的に別の施設へ措置変更となった。

自閉傾向で、だんだんきつくなってきて、元々そうやったんかなっていうところ。（他の施設から）うち来た時も、もう毎日飛び出しとか、そこの廊下の通路の屋根のぼって走りまわったり、どこ行ってもすぐ飛び出したりとか。だからずっと付きっきりで。

A 学園は様々な子どもを受け入れているが、すべての子どもが学園で安定するとは限らない。この事例の子どもは、施設生活の数年間で落ち着きを見せ始めたと思われたが、心身の成長が悪い形で出てしまった。

（施設に入所してから）2 年 3 年ぐらいでちょっとずつ落ち着いてきて。ある程度落ち着きだしたんやけど、だんだん今度は年重ねることで、今自分が一番（年齢が）上になった。ってなった時に、支配的な行動が出たりとか。そうなると思言暴力とかいうようなところがじわじわ出てきだして。今年度入ってからやっぱりその辺がかなり強くな

ったんで。

こうした経緯により、最終的には事例の男子はA学園から別の施設へ措置変更となった。この事例において、関与していた児童相談所について施設長は次のように語っていた。

（事例の子どもについては）結構いろんな動きがあったんですよ、家のことも。おばあちゃんが亡くなったりしてその辺から崩れたんだけど。児相とは、（男の子の兄弟含め）ある程度特性持ってたので常にどうしていくかってところと、今言った（事例の）子も特性が強かったから、何ができてかってところを常にやり取りする。何回かカンファしたりとか。で飛び出しとかあったんで、学校と一緒に。我々も学校行って、そこに子どもセンター（児相）の職員、ケースワーカーと、心理と一緒にケース会議しようって。ずっと入れ込んでその子の将来どうするかって。（児相は）段階はずっと知ってくれてた。

事例の男子は、行動が突発的という特性があり、職員が関わっていく上で配慮しなければいけないことが多かった。そのような「何ができるか」ということを、児童相談所と常に共有し、実際に何度も対面で話し合うことで、児童相談所は支援の「段階はずっと知ってくれてた」という実感が生まれる。

ケース記録を読むことでも情報は共有されるが、「段階を知っている」、つまり事例のプロセスの中にある困難や葛藤を共有してもらえていることが、児童相談所との連携で重要と認識していたのである。

4.3 A学園なりのアセスメント

このような児童相談所との連携において、A学園の中で重要視されていたことが、4.1で記述した「能動的な絡み」である。

うちはうちなりに（子どもやその状況の）アセスメントして、それをセンター（児童相談所）にぶつけていって、じゃあそれでいきましょうっていう返事をもらって動かすっていう。たまにちょっとズレる場合とか、これどうしてたらいいかわからなくなって思った時は、すぐカンファ開く。ケース会議してもらうようにして、こっち来てもらったり。実は今日も（児童相談所へ）行ってたんです。

このやり方はあくまでA学園の方針であり、各施設にはそれぞれのやり方があるだろう。A学園では、自らが積極的に発信することで、連携の機会を生んでいたのである。

このような方針の背景を次項で考察していく。

4.4 相対的に安定した施設での情報蓄積

A学園では、学園が児童相談所を能動的に「絡ませる」ことで方針や見解のズレがないよう調整していた。これは施設にとって相当な負担である。なぜ、A学園ではこのような方針が採用されていたのだろうか。

結論を言えば、調査ではそれが合理的な選択として理解されていたからである。児童相談所は行政機関ということもあり、職員は組織内の異動が生じやすい。仕事自体は後続に引き継がれたとしても、それまで共有していた思いや実感は最初からになる。もちろん、児童養護施設も職員の離職により担当者がいなくなることはある。しかしA学園の現状においては、児童相談所の職員の方が異動し、関係をやり直すことが多かった。このように関係性が「1から」になることもあるため、施設で情報を蓄積して積極的に発信することが「合理的」とであると解釈されていたのである。

施設長：（お互いの）関係ができたかと思うと（児童相談所職員が）異動するから。また新

しい人と関係作って、やりとりするにしてもね。

筆者：それこそA学園も、これまでに関わっていた（児童相談所の）人が変わったってケースは当然あるわけですね。

施設長：ある。

筆者：そのときはどうされるんですか。また1からって感じになるんですかね。

施設長：ですね。1からだし、ケースワークをずっとやっぱりしてるからそれ乗っけていく感じ。

筆者：記録とか、今までの経過があるからそこに乗っけて、新しい人でもある程度。

施設長：できるというか、こうですよってこちらが持っていくから。

以上のように、児童相談所の新しい職員と関係性を構築する際、これまでのケースワークの記録等に基づきながら、児童養護施設が「こうですよって」話を「持っていく」ことによって迅速に進めることができる。このような実感のもと、A学園は自分たちなりの「連携」を行っていたのである。

5 まとめと考察

これまで見てきたように、A学園における児童相談所に対する連携意識とは、自ら積極的に情報を発信し児童相談所を「絡ませる」ことである。そしてそのような動きをする理由は、児童相談所という異動が多い組織と連携を図る上では合理的であるという判断からであった。

A学園においては、連携を主導することにより児童相談所との関係を構築・維持し、支援においても組織として迷うことがあまりなく取り組むことができる。一方で、こうした連携の動きは児童養護施設側の負担が大きいことは間違いない。

では、A学園がなぜこのような連携意識を保つこと

ができているのだろうか。以下ではその理由を考察する。

第1に、A学園が作られた背景がある。A学園は法人の意向により、「家庭支援」を重視した体制の強化が求められていた。家庭への支援を行う上では、児童相談所との連携は欠かすことができない。

第2に、施設長の人脈と経験である。A学園の施設長はそれまでの職員・施設長経験により、児童相談所との関係を築いており、組織の壁を感じることなく意見を言うことができていた。児童養護施設と児童相談所は別々の職場であり、どんなに必要性があったとしても気後れしたり対応しにくかったりするときがあるだろう。A学園では、施設長が旗振り役となり、児童相談所との連携を続け、そのやり方が家庭支援専門相談員の主任に引き継がれていく様子も見られた。

上記の条件がA学園の連携意識を構築させたと考えられるが、それは児童相談所との連携の難しさを表している。児童福祉の場に限らないが、経験や勘といった個人の感覚で実践を行うことは現状では難しくなったとされる中で¹¹⁾、A学園の実践は、少なくとも連携意識構築の過程においては、かなりの程度個人に依存しているからである。

既に述べたように、本調査における「連携」の形は、児童養護施設側が安定していることが条件となる。多忙や異動の多さといった組織的な条件が突然変化することは期待できない。そして、業務の担う陣容が変化すれば連携を主導することは難しくなるだろう。

以上の状況をふまえると、児童養護施設の役割が重要ではあるが、施設職員の多忙が以前から問題視されており、簡単に連携を主導できるものではない。

A学園も当然負担は大きい、負担を巧みに担うことで状況を乗り越えていたと考えられる。つまり、連携の負担を主体的に担うことを通して、「連絡を待っている」状況を作らないことで、業務への負担感が結果的に減少していたのではないかと。

最後に、本稿で検討した内容はあくまで「児童養護

施設の児童相談所との連携意識」であることにも注意が必要である。児童養護施設と児童相談所との連携のありようは、児童相談所側の連携意識も含めて検討する必要があるだろう。その際に本稿の知見は、連携を考えるための一つの手がかりになるだろう。こうした連携に対する個々のアイデアや実践を蓄積し、各施設の文脈に応じた連携の在り方を模索することが今後求められる。

[註]

註 1 たとえば平野（2023）では、児童相談所以外の専門機関も配置された総合センターについて、さいたま市児童相談所の所長にインタビューを行っており、「顔を見ながらいつでも連携が取れること」の重要性が指摘されている¹²⁾。

[引用文献]

- 1) こども家庭庁支援局家庭福祉課（2024）「社会的養育の推進に向けて（令和6年2月）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/4280c660/20240228_policies_shakaiteki-yougo_85.pdf
 （アクセス日 2024.10.4）, 5
- 2) こども家庭庁支援局家庭福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課（2024）「児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf
 （アクセス日 2024.10.4）, 12
- 3) 厚生労働省（2012）「児童養護施設運営指針」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026rqp-att/2r98520000026rwn.pdf>（アクセス日 2024.10.4）, 22
- 4) 同上, 22
- 5) こども家庭庁（2024）「児童相談所運営指針」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/a7fbe548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/aac654d6/20240402_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_70.pdf（アクセス日 2024.10.4）, 203-204

- 6) 二宮直樹（2014）「特集にあたって」『子どもと福祉』7, 5-7
- 7) 佐藤隆司（2014）「関係性のある連携が協働・変化・継続を生み出す」『子どもと福祉』7, 32-33
- 8) 山口季音（2021）『児童養護施設職員の生活環境におけるダイナミクス 子どもの育ちと職員の実践』学文社, 47-49
- 9) 津崎哲郎（2010）「児童相談所の取組みの現状と今後の課題」『季刊社会保障研究』45（4）, 392
- 10) 原田旬哉（2020）「施設職員の視点からみた連携の課題」『児童相談所の役割と課題 ―ケースから読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会, 168-169
- 11) 宮崎正宇・大月和彦（2018）「児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践に関する一試案 児童養護施設に着目して」『教育学部紀要』52, 172
- 12) 平野恵久（2023）『進化する児童相談所 地域とともに歩むアウトリーチ型の連携・協働をめざして』明石書店, 172

[参考文献]

- 1) こども家庭庁支援局家庭福祉課（2024）「社会的養育の推進に向けて（令和6年2月）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/4280c660/20240228_policies_shakaiteki-yougo_85.pdf
 （アクセス日 2024.10.4）
- 2) こども家庭庁支援局家庭福祉課・こども家庭庁支援局障害児支援課（2024）「児童養護施設入所児童等調査の概要（令和5年2月1日現在）」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/8aba23f3-abb8-4f95-8202-f0fd487fbe16/5c104d63/20240229_policies_shakaiteki-yougo_86.pdf

- (アクセス日 2024.10.4)
- 3) 厚生労働省 (2012) 「児童養護施設運営指針」
<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000026rqpp-att/2r98520000026rwn.pdf> (アクセス日 2024.10.4)
- 4) こども家庭庁 (2024) 「児童相談所運営指針」
https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/fiel_d_ref_resources/a7f548-4e9c-46b9-aa56-3534df4fb315/aac654d6/20240402_policies_jidougyakutai_Revised-Child-Welfare-Act_70.pdf (アクセス日 2024.10.4)
- 5) 二宮直樹 (2014) 「特集にあたって」『子どもと福祉』7, 5-7
- 6) 佐藤隆司 (2014) 「関係性のある連携が協働・変化・継続を生み出す」『子どもと福祉』7, 32-35
- 7) 山口季音 (2021) 『児童養護施設職員の生活環境におけるダイナミクス 子どもの育ちと職員の実践』学文社
- 8) 津崎哲郎 (2010) 「児童相談所の取組みの現状と今後の課題」『季刊社会保障研究』45 (4) , 385-395
- 9) 原田旬哉 (2020) 「施設職員の視点からみた連携の課題」『児童相談所の役割と課題 ケースから読み解く支援・連携・協働』東京大学出版会, 163-183
- 10) 宮崎正宇・大月和彦 (2018) 「児童福祉施設におけるソーシャルワーク実践に関する一試案 児童養護施設に着目して」『教育学部紀要』52, 167-175
- 11) 平野恵久 (2023) 『進化する児童相談所 地域とともに歩むアウトリーチ型の連携・協働をめざして』明石書店
- 付記 本稿は、JSPS 科研費（課題番号 23K02224）による研究成果の一部である。
- 謝辞 本研究の調査にご協力いただいた方々に感謝申し上げます。

Thoughts on Cooperation Between Child Protection Institutions and Child Guidance Centres

Kioto YAMAGUCHI

abstract : With increasing attention being paid to child abuse in recent years, the importance of cooperation between child protection institutions and child guidance centres has grown. However, the lack of coordination between these two institutions remains an issue. This study aims to interview the directors of child protection institutions to determine their thoughts on cooperation with child guidance centres. The results of interviews with the director of a child protection institution were as follows: the interviewee believes that child protection institutions need to actively, rather than passively, convey their ideas to child guidance centres. This is because child guidance centres often experience staff turnover, making it reasonable for child protection institutions to proactively communicate their ideas on providing support to children. However, it was also found that this practice is dependent on individuals, as the person in charge of the child protection institution must have a strong relationship with the child guidance centre to achieve effective collaboration.